墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年１２月１１日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３３号

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３４年墨田区条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表付記を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

１　投票管理者の職務時間が投票時間の２分の１である場合の報酬の額は、９，５００円（期日前投票の場合は、８，５００円）とする。

２　投票立会人の立会時間が投票時間の２分の１である場合の報酬の額は、８，０００円（期日前投票の場合は、７，０００円）とする。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。